

令和 6 年度芽室町議会議員研修計画

1 令和 6 年度芽室町議会議員研修方針

芽室町議会基本条例第 6 条に規定する「議員の政策形成及び立案能力等の向上を図る」ため、芽室町議会議員研修要綱第 4 条に基づき、令和 6 年度の研修計画を次のとおり定めます。なお、芽室町議会災害時対応基本計画（ver3.0/令和 2 年 11 月改訂）に規定する警戒ステージ等の変化に応じ、研修手法や実施の可否を適宜検討の上、決定することとします。

2 令和 6 年度芽室町議会議員研修実施計画（要綱第 4 条）

(1) 専門研修（実務研修）

- ① 「議員」と「議会」。それぞれの「責務」と「使命」。

講師：中尾 修氏

（早稲田大学マニフェスト研究所招聘研究員/芽室町議会サポーター）

時期：5 月 10 日（金）

- ② （仮）議員間討議は対話から～「対話する議会・議員」への道～

講師：佐藤 淳氏

（早稲田大学マニフェスト研究所招聘研究員/青森大学社会学部教授）

時期：6 月 28 日（金）

- ③ テーマ：検討中

講師：未定

時期：7 月 3 日（※北海道町村議会議長会主催議員研修会 2 日目日程）

- ④ 議員が守るべき法令と倫理（改正個人情報保護条例のポイントと留意点）

講師：全国町村議会議長会職員

時期：10 月

(2) 一般研修（議員基礎研修）

- ① 北海道町村議会議長会主催議員研修会（7 月 2 日）

- ② 十勝町村議会議長会主催議員研修会（未定）

- ③ 西部 4 町議長会主催議員研修会（未定）

令和6年度芽室町議会議員研修 ①

「議員」と「議会」。それぞれの「責務」と「使命」。

■日 程 令和6年5月10日（金）15時～17時

■場 所 芽室町役場3階本会議場

■主 催 芽室町議会

■講 師 なかお おきむ
中尾 修氏
(早稲田大学マニフェスト研究所招聘研究員／元栗山町議会事務局長)

■構 成 1部／講 演 (30分)

2部／講師との討議 (グループ質問形式) (1時間半)

■対 象 芽室町議会議員 (16名)

■予算額 15万円 (一般会計／旅費＋報償)

■目 的

統一地方選挙後の任期2年目のスタートにあたり、議員及び議会の「役割」と「権限」をはじめ、地方議会議員として、住民の負託に応えるための「姿勢」や「信念」、法令・例規に基づく確たる「責務」と「使命」を学ぶ機会とする。

■概 要

研修受講の事前準備 (自主研修) として、議員は講師の著書である参考図書 (「議会基本条例10年シンポジウム／東京財団」2017 発行) を一読し、共通の基礎知識を前提とする。

当日は、昨年9月の「補正予算否決」を研修題材として、1部では講師が感想を述べ、2部ではグループ (3～4人。期数別などで構成。) 単位で、講師に対し「一般質問」に類するやり取りを通じて議論を深め、「目的」に掲げた知識や見識を会得することを目標にする。

令和6年度芽室町議会議員研修 ②
「ワールドカフェ」を活用した討議の実践

- 日 程 令和6年6月28日（金）15時～16時30分・18時30分～20時
- 場 所 芽室町役場3階委員会室
- 主 催 芽室町議会（or 芽室町議会議員会）
- 講 師 さとう あつし 佐藤 淳氏（早稲田大学マニフェスト研究所招聘研究員／青森大学社会学部教授）
- 構 成 1部／議員研修（1時間30分）
2部／モニター会議での実践（1時間30分）
- 対 象 芽室町議会モニター（18名）、芽室町議会議員（16名）
- 予算額 15万円（一般会計／旅費＋報償）
- 目 的

平成27年以降、継続的にスキルアップを目指し取り組んでいる「議員間討議」や「ファシリテーション力の向上」について、統一地方選挙後の任期2年目のスタートにあたり、1期生議員4名と共に、新たな手法としてワールドカフェ方式を学ぶ機会とする。また、研修後に開催する「第2回モニター会議」では、議員がファシリテーターとなり研修成果を実践する。

■概 要

新嵐山スカイパークの「新たなあり方」をテーマとして、4つの論点（「①スキー場の経営方法と必要性」「②町の財政等」「③町民の意向」「④経営規模や内容」）を掲げて討議する。1部では講師がファシリテーターとなり、議員がワールドカフェ方式によりグループ討議を行い、2部では議員が講師のサポートを受けながらファシリテーターとなり、モニターと議員で構成されたグループ（4～5人）討議を進める。討議の手法を学ぶと共に、重要政策について住民意見を反映した調査研究の成果とする。

また、話し合いをスムーズに進行するツールとしてSOUNDカードの活用を体験する機会とする。

○芽室町議会議員研修要綱

(平成 24 年 2 月 15 日議会運営委員会決定)

(目的)

第 1 条 [この要綱](#)は、芽室町議会議員(以下「議員」という。)の研修に関し必要な事項を定めることにより、議員の資質の向上と議会活動の活性化を図り、もって町政の健全な発展と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第 2 条 議員は、法律・条例等で規定している議員の責務を遂行するため、研修に励むとともに不断の自己研鑽に努めなければならない。

(研修の種類等)

第 3 条 財政の健全化に資するため、研修は極力公費の節減を図るものとし、研修の種類、対象者及び研修内容は次の号のとおりとし、体系については別表 3 のとおりとする。

(1) 一般研修

ア 新議員(前期・後期)研修

イ 役職議員研修

ウ 議員一般研修

(2) 専門研修

ア 委員会所管研修

イ 実務研修

ウ 課題研修

(研修の実施計画)

第 4 条 前条各号に規定する研修は、毎年度当初に別に作成する実施計画書に基づき実施するものとする。

2 前項の実施計画書は、議長が議会運営委員会に諮って作成する。ただし、前条第 2 号アの委員会所管研修については、この限りでない。

3 議長会・議員会等の研修計画を参考に作成する。

(講師等)

第 5 条 研修の講師等は、必要に応じ議長がその都度定め依頼するものとする。

(研修報告)

第 6 条 研修を受講した議員は、別記第 1 号様式議長に研修結果を報告しなければならない。

2 議会は、前項の研修結果を公表することができる。

(委任)

第 7 条 [この要綱](#)の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(実施期日)

1 [この要綱](#)は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第3条関係)

	研修の種類	対象者	研修の内容	研修の名称等
一般 研 修	新議員研修	新議員	新議員として必要な基礎知識を習得する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新任議員研修会(前期・後期) ・ 北海道町村議会議長会等が主催する新任研修会
	役職議員研修	議長 副議長 正副委員長	議長、副議長及び委員長(すでにこれらの役職を経験している者は任意)としての役職に関する知識を習得する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議長、副議長研修会(全国町村議会議長会) ・ 議長、副議長、正副委員長研修会
	議員基礎研修	全議員	議員としての知識を習得する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員研修会(北海道町村議会議長会、十勝管内町村議会議長会、西部4町議長会等)
専 門 研 修	委員会所管研修	委員	委員会所管事項に関する専門的な研修(視察研修を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員専門研修(予算・決算等)
	実務研修	全議員	行政、政策などの実務に関する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員専門研修(政策等)
	課題研修	希望議員	課題に応じ特別に実施する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員専門研修(課題別)

別記第1号様式(第6条関係)

年 月 日

芽室町議会議長 様

芽室町議会議員 印

研 修 成 果 報 告 書

芽室町議会議員研修要綱第6条の規定により、次のとおり成果を報告します。

記

1 研 修 日 時

2 研 修 先

3 研 修 目 的

4 成 果(具体的に)